

平成30年3月16日

1. 出席議員

1 番	杉原元博	9 番	伊東茂
2 番	片渕清次郎	10 番	松本末治
3 番	樋口作二	11 番	光武学
4 番	中村和典	12 番	徳村博紀
5 番	松田義太	13 番	福井正
6 番	中村一堯	14 番	松尾征子
7 番	稲富雅和	15 番	角田一美
8 番	勝屋弘貞	16 番	松尾勝利

2. 欠席議員

なし

3. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	橋村直子
事務局長補佐	高本将行
議事管理係長	迎英昭

4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	樋	口	久	俊
副	市長	藤	田	洋	一郎
教	育	江	島	秀	隆
総	務	有	森	弘	茂
総	務	納	塚	眞	琴
市	民	有	森	滋	樹
産	業	橋	村		勉
建	設	栗	林	雅	彦
会	計	吉	田	範	昭
総	務	大	代	昌	浩
人	権	江	口	清	一
企	画	土	井	正	昭
企	画	川	原	逸	生
市	民	幸	尾	か	おる
税	務	中	島	憲	次
福	祉	染	川	康	輔
保	険	田	崎		靖
農	林	下	村	浩	信
農	業	田	中	宏	幸
商	工	藤	家		隆
産	業	江	島	裕	臣
都	市	岩	下	善	孝
都	市	岸	川		修
環	境	山	浦	康	則
水	道	広	瀬	義	樹
教	育	寺	山	靖	久
教	育	針	長	三	州
生	涯	山	崎	公	和

平成30年3月16日（金）議事日程

開議（午前10時）

日程第1 一般質問（通告順による）

平成30年鹿島市議会3月定例会一般質問通告書

順番	議員名	質問要旨
4	13 福井 正	1. 鹿島市の今後の公共下水道整備について (1) 祐徳門前地区・大村方工場団地・肥前浜宿・北鹿島 国道沿いの下水道整備の時期と予算は (2) 公共下水道整備の低コスト工法はどのような整備か (3) DB（デザインビルド）とはどのような発注方式な のか、PPPやPFIとの違いは (4) 公共下水道経営を公営企業化する意義はなにか (5) 下水道使用料改定があるのか (6) 下水汚泥やメタンガスの活用は (7) 水害防止のための雨水公共下水道整備の今後の整備 は
5	3 樋口 作二	1. 新学習指導要領と鹿島市の計画について 平成30年度より実施される新学習指導要領による小 学校教育課程について、鹿島市の具体的な取り組みに ついて質問する。 (1) 小学校新学習指導要領の特徴 (2) 道徳教育について (3) 外国語教育について (4) プログラミング教育 (5) 鹿島市ならではの取り組み 2. 酒文化の興隆について 世界的に評価が高まる日本酒をブームで終わらない ようにするため、酒蔵ツーリズムで全国的に注目され る鹿島市の酒文化について質問する。 (1) 日本酒振興への取り組み (2) 日本酒の種類について (3) アルコールの適量について (4) 贈答用に鹿島の日本酒を (5) 日本酒文化のさらなる進展に向けて

午後1時30分 開議

○議長（松尾勝利君）

こんにちは。ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長（松尾勝利君）

本日の日程は、お手元の議事日程どおり一般質問を行います。

通告順により順次質問を許します。13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

皆さんこんにちは。13番議員、福井正でございます。通告に従いまして一般質問をいたします。実は今回が60回目の一般質問でございます。どうかおつき合いのほどをよろしく願います。

今回は、鹿島市の今後の下水道整備ということを中心にテーマにして質問をいたします。

鹿島市の公共下水道は平成6年に供用開始をされまして、ことしで23年を経過することとなります。現在、納富分地区の整備がなされております。実はもう1年前になりますが、昨年2月にいただきました鹿島市公共下水道事業経営戦略によりますと、祐徳門前地区、大村方工場団地、北鹿島国道沿いの整備という記述がございます。整備方針として3つの案が提示をしておりますけれども、汚水処理地区を521ヘクタールに縮小し10年で整備、南舟津地区の雨水公共下水道事業にも取り組む案が私は有力ではないかなと思っておりますが、このことはいかがか、お尋ねいたします。

新たに公共下水道を整備するに当たりまして、低コスト工法を採用するという記述がございますけれども、それがどのような整備方法なのか、整備技術の観点から答弁をお願いいたします。

次に、DB、デザインビルドという言葉がございますけれども、これはどういう方式なのか、PPPとかPFIとかさまざまないわゆる民間の力をかりる方法がございますけれども、これらとの違いはどのようなものなのか、次に質問いたします。

次に、公共下水道事業を公営企業化するという記述もがございます。その公営企業化するという意義が何なのかということに質問いたしますけれども、平成26年、経済財政運営と改革の基本方針2014閣議決定、平成27年、「公営企業会計の適用の推進について」の総務省通達により、人口3万人以上の自治体のうち、地方公営企業法に適用していない下水道事業に対し、平成32年までに適用させるよう推進しているということをもとに、鹿島市でも公共下水道の公営企業化に向けて、29年度からの移行に向けての事務手続を開始したいということで記述がございますけれども、現在、どのような状況なのかについて質問いたします。

また、公営企業化をすることによって鹿島市にとってどのような影響があるかについて質問をいたします。

次に、公共下水道の料金の改定があるのかどうかについて質問いたします。

下水道経営戦略に下水道使用料の改定は想定しないと書いてございます。整備の進捗に応じた下水道使用料金を見込んだということがございますけれども、稼働率の状況によっては下水道使用料金が思うほど上昇しないこともあり得ると思っておりますが、その場合でも改定がないのか、質問をいたします。

次に、下水汚泥やメタンガスの活用について質問いたします。

佐賀市では、下水汚泥と地域の食品工場で発生する副産物を混合し肥料を製造され、また、ノリ養殖に配慮し、処理水の栄養分を季節によって調整し、海域に放流をされておられます。鹿島市でも汚泥活用に今後どのように取り組まれるのかについて質問いたします。

次に、水害防止のための雨水公共下水道整備の今後はどうなっていくのか。雨水下水道といたしまして、南舟津地区に雨水下水道整備という記述がございますけれども、今後の建設予定がどのようになっていくのかについて質問します。

また、西牟田区の水害対策、これは既に始まっておりますけれども、全体の完成予定の時期はいつごろなのか質問いたしまして、総括の質問を終わります。今後は一問一答で質問いたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

ちょっと多岐にわたっていたしましたので、まず1つ目からですね。1つ目の祐徳門前地区、大村方工場団地、肥前浜宿、北鹿島国道沿いの下水道の整備の時期と予算についてお答えいたします。

昨年2月の経営戦略の策定に当たりまして、今後の下水道事業のあり方を経営的観点から3つの案で比較を検討いたしました。第1案は、現在の全体計画区域668ヘクタールで行う案、第2案は、平成25年度の全体計画見直し案の汚水処理区域を473ヘクタールに縮小し、雨水公共下水道を実施する案、第3案は、第2案と比較して祐徳門前地区など事業所を多く含む地域をふやし、汚水処理区域を521ヘクタールとし、雨水公共下水道を実施する案でございました。

比較検討いたしました結果、事業認可区域外である観光地の汚水事業が早期に着手でき、また、事業認可区域外の雨水事業に早期に着手できる第3案が有利として、第3案を経営戦略に記載し、全体計画の見直しを実施すべく、ことしより住民説明会を実施しているところでございます。ことしの9月までに原案をまとめ、平成30年度中の全体計画見直しの決定ができるよう、現在作業中でございます。

整備時期につきましては、祐徳門前地区を平成31年度から新しい発注方式、デザインビルド一括発注方式により着手する予定で進めているところでございます。その後、地元の意見を伺いながら、大村方工場団地、肥前浜宿、北鹿島地区を着手してまいりたいと思っております。

事業費につきましては、祐徳門前地区は、整備手法を検討する際に、設計費を含め、概算で約3億円ということで算出しております。そのほかの地区につきましては、現段階で概算で整備面積、管路延長などを考慮し、算出していくこととなります。今後、実施する段階で

詳細な設計を行って予算額を算出していくということになっていきます。

続きまして、2つ目の質問の中で公共下水道整備の低コスト工法についてお答えいたします。

通常の下水道の汚水管の整備は自然流下型といいまして、汚水管に1%の勾配をつけ、高低差を利用して浄化センターまで汚水を運びます。このため、地盤の勾配がなければ埋設位置がどんどん深くなってまいります。加えて、途中で水路など構造物の障害があれば、下越しするなどですます深くなって整備費がかさむことにつながります。これを低コスト工法を用いて整備するものでございます。

低コスト工法とは、下水道整備に当たって新たな整備手法として国土交通省が推奨している工法の総称でございます。低コスト工法の名称のとおり、下水道工事の工事費の縮減や工期の短縮に効果があります。新しい技術が開発され次第追加されますが、鹿島市で祐徳門前地区などを検討したときには、16項目ある工法の中から祐徳門前地区などに合った工法がどれか検討を実施してまいりました。

祐徳門前地区においては、複数ある工法の中で改良型伏せ越しの連続使用という工事費の縮減に効果がありました。この方法は、先ほど説明いたしました、下水道の汚水管は自然勾配を利用した自然流下が基本となります。汚水管の布設工事は埋設が深くなればなるほど工事費が高くなりますので、その途中で水路などの障害物があれば下越ししますので深くなりがちなのですが、その障害物をサイホンの原理を用いて汚水管の埋設位置が深くならないようにして工事費を縮減したものが改良型伏せ越しの連続使用というものでございます。

続きまして、3つ目の質問のデザインビルドとはどのような発注方式なのかということですが、まず、語句の説明をいたしたいと思えます。

PPPは、日本語に直訳しますと官民連携手法となります。PFIやDB、デザインビルドの略ですが、DB一括発注方式などの総称となります。このPPP、官民連携手法の要素を大きく分けると次のアルファベットの4つであらわすことができます。まず、デザインのD、これは設計の意味をあらわします。そしてビルドのB、これは工事を意味します。オペレーションのO、これは運転管理の意味をあらわします。それと、ファイナンスのF、これは資金調達をあらわしております。この4つです。このDBOFの全ての要素を含んだものがPFI、プライベート・ファイナンス・イニシアチブの略でございます。下水道の汚水事業の面的整備に使える要素であるデザイン、設計の部分のDとビルドの工事の部分のBを一括して発注するのがデザインビルド、一括発注方式、通称DB一括発注と呼ばれるものになります。

現状の発注形態は、詳細設計を設計コンサルタントに委託し、その後、工事を土木業者に発注していますが、設計コンサルタントと土木工事業者にJV、共同事業体をあらかじめ組んでもらって、そこに設計と工事を複数年にわたって一度に発注するのがデザインビルド一

括発注方式となります。

続きまして、4つ目の質問の公共下水道経営の公営企業化にする意義についてお答えいたします。

公営企業会計化にする意義につきましては、安定した下水道経営のため、経営状況を明確化して、住民の皆様へ説明責任を果たしながら、事業を展開しやすくなることとなります。御指摘のとおり、国は平成32年4月までの公営企業会計化を強く要請していますので、平成29年度から移行作業の事務手続を開始しているところでございます。平成29年度の主な作業は固定資産の洗い出しでございまして、現状比較的に順調に作業は進んでいるところでございます。

続きまして、5つ目の質問の下水道使用料金の改定についてお答えいたします。

下水道使用料につきましては、まず、現在、単式簿記の官公庁会計から複式簿記の公営企業会計に移行中でございます。公営企業会計に移行しますと減価償却費が算定できることとなりますので、より長期的な汚水事業に係る費用と、それに見合う使用料が幾らなのかというのが算定しやすくなります。このため、公営企業会計化後に使用料のあるべき姿を検討していきたいと考えているところでございます。

続きまして、6つ目の質問の下水汚泥やメタンガスの活用についてお答えいたします。

まず、佐賀市で行っている放流水でノリ養殖に対する栄養塩を季節によって調整する通称季別運転と呼ばれる運転方法は、佐賀市の実績を参考に鹿島市でも平成25年から実施しているところでございます。浄化センター放流水に含まれる窒素分目標基準値は1リットル当たり20ミリグラムとなっています。本来であれば常時目標基準値を下回るよう放流しますが、この季別運転では、夏は浄化を促進させ、浄化センターが立地している浜干拓の水路に農業用水として放流し、冬は浄化を抑制し、目標基準値1リットル当たり20ミリグラムを超える値の窒素分を放流してノリの栄養に使ってもらい、年間の平均で目標基準値1リットル当たり20ミリグラムを下回るように運転する季別運転を実施しているところでございます。

次に、下水道での活用についてですが、国土交通省は、平成28年度に地域活力に貢献する未来型下水道の検討を行うことのその検討場所として鹿島市を選定されました。この未来型下水道とは、下水道の本来の目的、汚水と雨水だけでなく、下水道を地域産業育成に貢献するシステムの改造とするために検討されたものでございます。これを受けまして、昨年6月議会で地域活力向上計画策定業務委託の予算を御承認いただきまして、趣旨にのっとり、下水道と地域産業育成について検討を行っているところでございます。

国が示す地域活力向上計画策定のための4つの指針のうち、下水道汚泥の農業利用に係る計画と民間活力の活用に係る計画、これは先ほど御説明しましたDB一括発注の導入の検討についてのことでございます。この2つを盛り込むことで地域活力向上計画を策定しているところでございます。

汚水汚泥の農業利用に係る計画においては、下水道汚泥と食品工場や食品工場から排出される食品残滓などを投入して堆肥化ができないか検討しているところでございます。

メタンガスにおいては、汚泥の成分が安定しなければ技術的に難しいと言われておりまして、鹿島市の汚泥排出量は現状日平均2トンであり、費用対効果を考えた場合、取り組むのは難しいと考えているところでございます。

それと最後に、7つ目の質問の水害防止のための雨水公共下水道の整備の今後の整備についてということで、まず、南舟津排水区の計画についてお答えします。

南舟津排水区につきましては、雨水公共下水道が実施できるとまだ決定したわけではございません。雨水公共下水道を実施するには汚水処理区域から外さないといけないという前提条件があります。これまでの下水道事業は汚水事業と雨水事業はセットで実施しなければならないという原則がありました。国は下水道事業の10年概成を市町村に求めています、それには汚水処理区域の縮小が必要となってきます。現在、全体計画の見直しを平成30年度中に決定する予定で進めています。全体計画見直しについて、浜地区を中心に現在説明を行っているところでございます。南舟津とその周辺の排水区に雨水公共下水道が実施できるのは、平成31年ごろからの予定で現在進めているところでございます。

続きまして、西牟田排水区についてお答えします。

西牟田排水区の雨水対策は大きく3つに分けられます。1つ目は、西牟田雨水ポンプ場の雨水ポンプの増設と更新、2つ目は、高津原排水区から雨水のカット水路の新設、3つ目は、西牟田排水区内のボトルネックの解消があります。このボトルネックとは、排水路が急に狭くなったり、排水の妨げになっている部分のことをいいます。

1つ目の西牟田雨水ポンプ場のポンプの増設更新は、平成30年から32年度の3カ年事業で実施を予定しているところでございます。2つ目の高津原排水区から雨水のカット水路の新設は平成29年度から、今年度から平成31年の3カ年事業の予定で進めているところでございます。3つ目の西牟田排水区内のボトルネックの解消の実施時期はまだ決まっていません。これにつきましては、その他の排水区の事業も実施しなければなりませんので、1つ目と2つ目の実施効果を見きわめつつ、事業実施時期を検討していきたいと考えているところでございます。

以上で終わります。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

下水道だけの質問でしたけど、盛りだくさんで答弁も大変だったかなと思います。

まず、確認でございますが、いわゆる下水道整備の3案のうちの、第3案の汚水処理区域を521ヘクタールに縮小して10年で概成させると。そして雨水公共下水道を導入するという

ことよろしいですか。まず確認です。よろしいですか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

議員おっしゃるとおり、第3案の汚水区域を521ヘクタールに縮小しまして、雨水公共下水道を実施していくということで、現在手続を進めているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

それを確認した上で、例えば祐徳門前地区を整備して、次に多分、大村方工場団地のほうに行くという形になると思いますけれども、県道沿いに行くのか、市道沿いを通っていくのか、そこら辺わかりませんが、通っていくときに、途中で例えば古枝小学校があったり、定住促進住宅があったり、いわゆる大型のたくさん人がいらっしゃる施設があるわけですが、そういうところは接続区域になっているのかいないのか、まず確認したいと思いますが。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

定住促進住宅、古枝小学校は、現在も下水道区域には入っていませんので、もし入れるとなれば区域外流入という形の手続が必要かと思えます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

区域外ということなので、現在は接続ができるかどうかということは、今のところできないんでしょうけど、だけど、やはり人がたくさんいらっしゃる施設ですから、区域外であっても、距離の問題、どれくらい離れているのかわかりませんが、できたらそういう施設の方たちも接続できるという形をとっていただいて、接続するかしないか、今からの問題だと思いますが、そこら辺はどうするのか、お答えください。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

全体計画の見直しにおいては、議員御指摘のとおり、定住促進住宅や古枝小学校を含め、

県道古枝肥前浜停車場線沿いですね、事業所や御家庭は区域外流入ができるということになります。

区域外流入とは、御説明しますと、汚水処理区域外や事業認可区域外から汚水を流入することをいっております。汚水管から自分の敷地までの引き込みの設置費用は自費になるということがデメリットになります。受益者負担金を流入する年度に納めればいいというメリットがあります。

区域内流入の場合は、引き込み設置費用は公費ですが、受益者負担金は接続するしないにかかわらず納めていただく必要があります。受益者負担金を計算すると、敷地が広い事業所は区域外流入に対応しておいたほうがメリットがあるかということに考えているところでございます。

また、県道沿いの事業所につきましては、まだ説明が終わっていませんので、定住促進住宅、古枝小学校なども含めて、今後、説明をしてみたいということで考えているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

古枝小学校と定住促進住宅、両方とも鹿島市の持ち物でございますよね。鹿島市が所有をしているということは、私はその次に、いわゆる経営のことについても質問する予定でございますが、やはり経営ということ考えたときは、できるだけ接続の人口というか、それをふやしていただいたほうが後々の経営にもよくなるのではないのでしょうかという意味で実はこういう質問をしているんですが、接続はできないことはない。ただ、接続の費用はそちらのほうで持ってくださいよということなので、接続されるかどうかは当事者が考えられることだと思うんですが、可能ではあるけれども、どうするかは今のところわからないということではないですか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

経営の観点から申しますと、できるだけ多く下水を使われる事業所には接続していただきたいというのが我々の希望でございます。そこら辺も含めて、今後、その事業所なり、これは定住促進住宅、古枝小学校、市でいいますと都市建設課と教育総務課のほうになりますけれども、そこら辺も一緒になって説明に回っていきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

じゃ、精いっぱい努力をしていただきたいと思います。

次に、整備方法ですね、いわゆる低コスト工法ということで、かなりの種類の低コストの工法があるということなんですが、低コスト工法にした場合、大体3,751,400千円程度の費用がかかるという記述があったんですが、これは従来の手法、現在、納富分地区を整備されていますけれども、いわゆるかなり傾斜をつけて深く掘っていくというやり方に比べて、この低コスト工法というのはどの程度コストが削減されるのか、そこら辺わかりますか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

低コスト工法のポイントとしましては、工事区間全域に施すのではなくて、局所的に有効的な場所に施すものと御理解いただきたいと思います。

また、低コスト工法は複数の工法の総称ですが、工事区間である工法を使って適切かどうかというのをその場その場で判断していきますので、必ず使えるものではないということも御理解いただきたいと思います。このような関係上、低コスト工法を用いたら、今後の污水管渠整備の全体費用がどれくらい縮減できるかを算定できるものではございません。

なお、低コスト工法の一つ、改良型伏せ越しの連続使用につきましては、実績は新町のほうで実際施工の実績がございます。このときには、マンホールポンプを使った圧送方式と改良型伏せ越しの連続使用を比較した結果、整備費、これは設計ベースでございますが、約21,400千円から約17,600千円に縮減ができました。また、50年間の維持管理費を含めると、約35,800千円から約20,900千円に縮減できるということで算定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ある程度はかなり費用の削減になるということはこれでわかりましたけれども、現実問題として、工事するに当たって、例えば、門前地区から大村方を通ってというルートになったときに、今、地中には水道管、今、鹿島はガス管はありませんけどね、さまざまな施設が道路の下に通っておりますよね。だから、そういうのを避けながら行くというやり方じゃないと、多分浅いところを通っていくはずですから、かなり障害物が出てくるんじゃないかな。だから、そういうことも含めたコストの削減というのが可能なのかなのかという意味で私は聞いているんですけど、そこら辺はどうなんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、下水道を整備する中で地中にはさまざまなものが埋設しておりまして、下水道の汚水事業の進捗を阻んでいるものとして地下埋設の移設の対策ということが上げられます。下水道の汚水管の整備中に支障する地下埋設としましては、主に水道管と若干のNTT管と、あと九電管がございまして、事業が進捗しないという原因の一つになっています。この地下埋設の移設対策に何が問題かといいますと、相手方にも費用がかかるということになります。例えば、水道管が必要になりますと減価償却後の残存価値について補償するルールとなっています。水道課にしましたら、水道工事代は減価償却分も含めて費用が発生するというようになります。水道課のほうも老朽管の更新事業を行われていますが、下水道が汚水事業の10年概成で工事量がふえれば、その分、水道課はおつき合いとして水道工事がふえ、水道課の老朽管の更新事業に影響があらわれてきます。これにつきましては、水道課と常に協議を行いながら現在進めているところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

多分一番多く問題になるのは水道管なんでしょうね。水道管を工事するときは水道課にも費用が発生するという、そうなったとき、水道課がうんと言うかなど。隣同士の課ですから、何とか話し合いはできるんだろうと思いますけれども、それはしっかりと話をさせていただきたいというふうに思います。

次に参りますが、いわゆるデザインビルド方式というのは、結局、設計屋さんと建設関係とある程度ベンチャーを組むという形になるんでしょうね。そうなったときのいわゆる受注をされる資格として、例えば市内に本社があるところとか、市外の業者でも市内に支店があるとか、さまざまな形式があると思います。そうなったときに、そこら辺のまず第一番目に優先することは、多分私は市内業者を優先になるというふうに思っていますし、そういう説明も受けたことはございますが、そこら辺の確認をもう一回したいと思いますが、お願いします。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

デザインビルド一括発注方式は設計と工事を一括に発注するものでございますから、必ずJVですね、共同企業体を組んでいただく必要がございます。JVの構成は、全国の先行で

取り組んでいる事例を見ますと、土木業者が代表企業となり、設計コンサルタント会社が1社、そして状況により土木業者が数社入り構成されています。また、この場合の受注資格としましては、代表企業となる土木業者には、鹿島市建設工事共同体取扱要領第4条の規定の準用により、土木A級の資格が必要となります。また設計コンサルタント会社は、下水道の設計を行う上で必要なコンサルタントの資格が必要となります。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

そういう形でJVを組んで受注をされるという形になるわけですが、多分、鹿島ではないのかわかりませんが、よその場合の公共工事をする場合に、地元業者が不足でというか、工事ができなくて、実はゼネコンに頼まざるを得なかったという例も私も聞いたことがございます。だから、受注者がいなかった場合、そういう形にまでいくのかどうか、これも確認したいと思いますが。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

先行して取り組んだ市町の事例を参考に、現段階での工程としましては、平成30年度にデザインビルドの一括発注方式の導入可能性調査を実施しまして、31年度にプロポーザル方式で入札を実施して受注JVを決定し、平成32年度から設計工事を開始する予定で現在進めているところでございます。先行事例を参考にした場合、入札方式がプロポーザル方式で募集から落札JVを決定するに半年以上かかっております。入札不調となってから業者の対象範囲を広げたらかなりの時間を要してしまいますので、業者の対象範囲を決めるのは平成30年度の導入可能性調査となります。この導入可能性調査の可能性には受注してくれる業者がいるかどうか含まれてきます。このため、導入可能性調査の段階で受注してくれる業者まで対象範囲を広げることになりますので、市内に受注してくれる業者がいなければ、市外業者やゼネコンまで対象範囲が広がることになってきます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

できる限り市内の業者さんが受注できるようになればいいなと私個人も思っていますし、それじゃないと、やはり鹿島の業者さんにとっても仕事量が減ってしまうという、鹿島の経

済にとっても大きな影響がございますので、そこは配慮していただいて選定をしていただきたいというふうに思います。

じゃ、次に参ります。

いわゆる公営企業化をするということなんですけれども、これは世の中の流れとしてそういう方向にあるんだろうなというふうに思いますけれども、実は公営企業化というのは、現在の水道事業についてはもう公営企業化にされていますので、あれと同じような会計方式なんですけど、そういう形になっていくというこの確認をしたいと思いますが、どうですか、そこは。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

水道課と一緒に公営企業会計という形の複式簿記の会計方式になってくることになります。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

水道事業会計というのは収益的収支と資本的収支という2つの会計方法がございますけれども、ただ、水道事業と公共下水道の大きな違いもあると思うんですよね。公共下水道というのは下水道使用料が主な収入源と、もう一つは一般会計からの繰り入れという形の、この2つが大きな収入源になると思います。今の状況で、例えば公共下水道の使用料金、実は1億何千万円だったですかね、まだまだ企業として賄うだけのものはないという状況です。そうやってきますと、一般会計からの繰り入れというのがしばらくは同じような状況、現在、5億円か6億円ぐらいになっていると思いますが、それが続いていくという形になってくると思いますが、将来的に、例えば今から整備をされていく。人が多いところとか、水をよく使う企業が多いという形のところを今から工事をされていくのだろうと思いますが、そうなったときのいわゆる収支の見通しといいますか、経営の見通し、下水道使用料の見通しというのが、今からのことなのでまだまだわからないと思いますが、そこら辺は大体予測はついておりますか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

現在、汚水と雨水に係る一般会計繰入金は6億円以内で運用させていただいていますが、平成28年度に策定しました経営戦略におきまして、全体計画を見直すことによって、平成33年度には550,000千円以内に、平成36年度には5億円以内にする目標を掲げております。この一般会計繰入金の減少の主な要因は、収入の増加ではなく、起債の元利償還金の減少という支出の減少でございます。下水道事業は昭和61年度から始まりまして、今年度は事業開始から31年目に当たります。起債は30年償還で借りていましたので、汚水事業を供用開始した平成6年前後が最も起債を借りておりまして、平成32年度までが起債の償還のピークに当たります。平成33年から38年あたりは起債償還額の減少に伴って一般会計繰入金が減少します。そして平成39年度以降、起債償還額は横ばいから微増に転じますので、ここからは議員御指摘のとおり、下水道使用料の増加が重要となってまいります。

経営戦略では平成38年度までに汚水事業の概成を目指しています。特に汚水量の発生が多い事業所地区を重点的に整備することによって、下水道使用料の増収を図ることで経営の安定を図っていきたいということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

平成6年のころというのは金利もかなり高い状態だったと思います。多分5%以上の利率だったので、それが償還すると、当然その分の支払いというのは減ってきますから、だんだんと一般会計の持ち出しが減少していくという、そのことはよくわかります。わかりますけれども、将来的にはやはり下水道使用料を大きな財源として経営していくという形になっていくのではないかなと思うんですね。現在の水道会計というのは、いわゆる営業的には黒字、資本的収支は赤字なんですけれども、その部分で、だから、最終的には黒字決算という形に今なっております、水道会計の場合ですね。下水道会計というのは将来的に、いわゆる下水道使用料が少々上がってきたと、これだけで賄えるという状況にはなかなかいかないのではないかな。ただ、起債の分のいわゆる返済分が減る分で一般会計の持ち出しが減っていくという、この理屈はよくわかりますけれども、ただ、将来的に本当に下水道使用料だけで経営として成り立っていくのかなということは実は私も一番心配をしているところでございます。できるだけそう言っていただきたいなとも思っていますけれども、なかなか難しいのかなと思いますが、そこをもう一度確認します。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

先ほども使用料の件でお答えしましたが、32年4月から公営企業に移行しますので、その中で今後、先ほど言われましたように、下水道に係る減価償却費が算定できるようになりますので、それに見合う使用料が幾らなのかというのが算定しやすくなります。この段階であるべき姿を検討していきたいなということで考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

じゃ、下水道使用料の料金の改定ということは、先ほど1回目の質問のときに、多分改定はないと私も判断しましたが、今のところ改定というのは考えていないということによろしいですか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

使用料の改定ですけれども、今のところまだ判断できる材料がそろっていないということになりますので、まずは公営企業になって複式簿記になって、経営を見て判断していきたいということで考えております。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

なぜ料金の改定について質問しているかといいますと、今現在、私の家のことでちょっと卑近な例を出しますと、私のうち、先月、水道使用量が200来ていまして、それに下水道使用料がのってきます。多分75%程度だと思いますが、そののってくる下水道使用料というのは累進で上がってくるという形になっていますから、水道使用料が多くなればなるほど、実は合算してくるとかなりの金額になってくるという状況にあります。ですから、下水道の利用料の改定をしなくても、その部分である程度、水道の使用量が多ければ上がってくるという今仕組みになっていますから、ただ、条件がありますからね、それ以上は上がらないということになるでしょうけど、今そういう状況になっていますので、改定が必要ないんじゃないかなという気がせんでもないですが、現実問題として、例えば、水道使用料に対して下水道使用料がのっかかってくるから、だから、水道使用料が多ければ多いほど上がってくるという形になっていますよね。

1つ私気になるのが、じゃ、地下水はどうなんですかということなんです。地下水を使用した場合の下水道使用料というのがどのようになっていくのかなと。じゃ、地下水を使用す

るときに、どこにメーターをつけて使用量をはかるのかなということが実は気になるところがございしますが、そこら辺、いわゆる地下水の利用に対する水道使用料の関係ということについて説明をお願いします。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

地元説明会の中でも、自分のところは地下水を使っているんだけどもというよくある質問がございします。そういうときには、下水道を利用されている御家庭とか事業所は、水道メーターを設置していただきまして、そのメーターの分で下水道料金をいただくということになってくるかと思ひます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

じゃ、水道メーターを設置するのは、地下水から引き込むパイプのところにつけるといふことなんですね。今はもう確認、そうだといふことなんですが、だったら、いわゆる地下水を使用するところといふのは、さまざま食品工場とか、いわゆる水を大量に使うところといふのがあります。そういうところは、じゃ、下水道使用もその使用量に応じて上がってくるという形になってきますよね。経営的にいったら上がってもらわんと困るといふところもあるでしょうけど、だけど、現実に例えば私が商売をしているとしたら、そこはできるだけ抑えたいなと感情的に思ふのは当然だと思ふんですが、そこら辺はどうなんですか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

事業所の中には使った水が全て汚水とならないところがあるかと思ひます。この場合は、減量方法として、汚水に流れない配水管にメーターを設置しまして、供給のもととなる水道管の親メーターですね、親メーターから子メーターの分を差し引いて汚水量を求めて使用料をいただくということになります。また、事業所ごとに使用方法とかいろいろありますので、個別にそこら辺は御相談に乗っているところでございします。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

今の答弁で安心いたしました。

というのは、水を売っている商売というのがあるんですよね。例えば、水を瓶なら瓶に詰めて売っている。じゃ、そこは例えば給水のメーターではかったらすごい量になりますからね。そこで排水はしないわけですから、ですから、そういうところがどうなっていくのかなということが実は一番心配でございまして、もし給水のほうにメーターをつけてはかったら、当然コスト的にはかなり高騰してくるし、そういうところというのは、ある意味で言ったら商売がたきと競争に負けるという形にもつながるかなということがあったもんですから、いわゆる配水のほうにもメーターをつけるということがあり得るといふことの確認をもう一回したいと思います。そのあたりいいですか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

配水管、配る水ですね、捨てる水じゃなくてですね——の件ですけれども、減量方法として、まず汚水に流れない給水管ですね、汚水のほうに製品として出荷するところに子メーターをつけます。もともと本元のところにも親メーターというのをつけておいて、その差し引きで下水の使用料をいただくということになってきます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

ある程度わかりました。

実は今現在、既に接続地域になっているところでも、いわゆる食品工場等ではやはりこれも地下水を利用されておるところがあって、なかなか下水道に接続できないという方もいらっしゃるんです。ですから、そういう方たちのためにも、今みたいに親メーターと子メーターをつけて、その差をちゃんと見ますよということを説明してあげたら、そういう方たちの下水道への接続というのも今からふえてくる可能性があると思いますから、このことはぜひ企業の方たちにも説明をしてあげられたほうが一番いいかなという気がいたしましたので、こういう質問をいたしました。

次の質問に参ります。

下水汚泥とか、メタンガスの場合は排出量が少ない、2トン程度だということで、これは少ないから、当然燃やしてもしょうがないですから、使い道がないかなと思います。

いわゆる汚泥の利用ですね。実は汚泥を利用するという話を聞いたときに、私、今から約60年ぐらい前までは、実は私のうち、従業員さんと家族を入れて20人ぐらい住んでいましたので、トイレの量もかなりすごい量になっていましたから、農家の方がくみ取りに見えてい

まして、くみ取って、それをおけに入れて畑に持って行って肥料にするという実は循環型社会だったんですね、今から約60年ぐらい前までは。ただ問題は、結果的に寄生虫の発生とか、あと衛生面でかなりいろんな問題がありましたから、通常のくみ取りになって、その後、下水道に変わっていったという時代の流れというのがあります。

今回、いわゆる下水汚泥の活用ということが記述をしてありまして、実は佐賀市でももうされていますよね。あそこはもう農家と組んで、汚泥でつくった堆肥になるのか、堆肥の前の段階なのかわかりませんが、それを使った農業をしてもらって、そこでできた製品を販売するなりなんなりという、いわゆるある意味ではブランド化されているという形になっているんじゃないかなと。私、まだその工場に行っていないのでわからないんですけども、鹿島でもそういう取り組みをされている。藤鹿苑の場合はもう既にそういう取り組みをされていると聞いています。

ですから、今回、公共下水道の処理をするに当たって、いわゆる堆肥化に取り組むという記述があったので、これはすばらしいことだなと私本当に思います。それをすることによって、いわゆる循環型の農業、水産業も含めてですが——という形が今からできていくのではないかなと。非常に理想の1次産業の形がある意味ではこれでできる可能性がある。ただ、汚泥の量が少ないですから、ただ、量的には問題あるでしょうけれども、すばらしい取り組みかなと私もこれを読んだとき感じました。

これについて、実は栗林部長、ぜひ自分のお考えをですね、私も個人的にいろんな話は知っているんですが、こういう考え方も多分お持ちなのかなという気がしましたので、まず栗林部長のお考えを聞かせていただいて、それから、その後、橋村部長、いわゆる農水産業の分野で、こういう取り組みに対してどういうふうに感想を持たれたのか、ぜひお二人に話を聞かせていただきたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

栗林建設環境部長。

○建設環境部長（栗林雅彦君）

私に振っていただきまして、どうもありがとうございます。お答えいたしたいと思います。

もともと私、環境下水道課に来る前から、基本的に鹿島からそういった生ごみとか、いろんなものを出すのはもったいないというふうな考えを持っておりまして、こういったものをいかに利用できる方法があるのかというのをずっと考えてきたところでございます。環境分野でいきますと、当然コンポストとか、いろいろな生ごみの堆肥化ですね、こういったものを中心に、今現在、大字納富分地区で行っているものと考えてきて、さらに、もっとできるんじゃないかということで、もちろんこれは平成27年に法改正、もちろんその前に8年ぐらいからその話が出ていたんですけども、27年の法改正で努力目標と。要するに、下水道に出てくる汚泥はうまく利用しなさいよというふうなことを言われているわけでございます。

そこで、基本的には再生利用と。そのままではやはり鹿島市、先ほど課長申しますとおり、1日2トンぐらいと。これを脱水いたしますともっと少なくなってしまい、10分の1ぐらいになるんじゃないかなというふうに考えているところでございます。これと、佐賀市さんがやっていたらっしゃるように、食品残滓と、要するに事業系の食品残滓ですね、これと合わせまして堆肥をつくっておられます。それと、そういった形で、とにかく鹿島市内からなるべく外に出さない、それを再生利用していく、こういった形が私どもにとっていいことになるんじゃないか、また、環境の浄化にもつながっていくんじゃないかということで、私の考えとしてはそういうふうに進めていただきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

橋村産業部長。

○産業部長（橋村 勉君）

お答えします。

下水の汚泥の利用法ということで、第1次産業に活用できないかという御質問だと思います。循環型社会という大きな意味を考えれば、汚泥の堆肥化というのはもうまさに必要不可欠だろうと思います。循環型と考えれば、もうとにかく回転させて使うということが前提になるかと思えます。

ただし、いきなり作物への投与ということになりますとまた一つ考え方が違いまして、どれにでも合うということではないと思います。そこには成分等の分析、あるいはその成分がどの作物に合うとか、そういったいろんな分析等を含めながら活用しなければならないということになるかと思えます。ですから、堆肥はできたよということで、試験的に土壌改良剤と使いながら、ずっと堆肥としての成分を使いながら、徐々にスキルアップを堆肥にとってもしていければということで考えております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

いわゆる汚泥だけだったら割と簡単なことでしょうけれども、これに例えば食物残滓等々をまぜ合わせることによって成分が何が入っているか、どういうのができるかわからないというのは実はよく聞く話でございます。だけど、よそのまちは、具体的に名前は言いませんが、実はこれと同じ方式で堆肥化されているところもあるんですよ。もちろんどの作物にどの形が一番合うのかというのは今から研究しなければいけないと思いますが、例えば、土壌改良剤として使っていて、あとのまた汚泥だけのものをそれに乗せていくとか、さまざまなやり方が今からあるんじゃないかなという気がいたします。いわゆる江戸時代の昔から実は

日本というのは循環型社会だったというふうに言われています。いわゆる循環型社会に戻すときに、衛生面とか寄生虫の問題等をちゃんと排除した上で、ちゃんと循環、回していきましょうよという形、これを今からしていくのが一つの鹿島のブランド化にもつながっていくのかなという気がいたしますし、今からいろんな作物等々をつくっていくときに、そこを一つの鹿島の売りとして売っていけるんじゃないかなという気がします。だから、これは当然今からさまざまな研究も必要ですし、作物との相性ということも当然そこに出てきますから、今からの研究が必ず必要になってくると思いますけれども、ぜひこういうことに取り組んでみる価値が私はあるんじゃないかなと思います。ですから、今からの鹿島の将来を考えたときに、鹿島のまたイメージ戦略として考えたときにも、こういうことが今から必要なことなのではないかなと思いますが、何か感想ございますか。

○議長（松尾勝利君）

山浦環境下水道課長。

○環境下水道課長（山浦康則君）

お答えします。

議員おっしゃるとおり、これから循環型社会だということではいろんな面で、まず、私の立場からいいますと、ごみを減らしていくということも考えられます。今、西部広域クリーンセンターのほうに燃えるごみを持っていっていますけれども、その中の今ふえている要因としまして事業所系のごみがふえております。その中でも飲食店の生ごみとか、食品工場の生ごみ、この分がふえています。この分を汚泥と何とか一緒にして堆肥化できれば、そちらのほうも処分費も安くなりますし、環境的にも循環型社会という形になってきますので、ぜひ我々もそういう形で取り組んでいきたいなということで思っておるところでございます。

○議長（松尾勝利君）

13番福井正議員。

○13番（福井 正君）

いわゆる事業系のごみ、特に生ごみですね、実は伊万里ではちがめプランというのをされてきました。私もそこを視察に行きましたけれども、やはり非常に難しいといえますか、かなりにおいがきつい状態でしたので、あれだったら人が全然いないところじゃないとできないかなという気がするんです。

それから、今後、例えば鹿島市が工場をつくって、その中であるプラントをつくって、そこで堆肥化していくというような形になるのかなという気がしていますけれども、ただ、いずれにしても、鹿島市のごみ、西部環境に運ぶ量というのは実は減っていないんですよ。全体的にふえています。これは事業系がふえている。ふえているということは、鹿島の負担がそれだけふえるということになりますから、いわゆる鹿島のごみ処理にかかる費用をできるだけ減らしていくという意味においても、やはり循環型、堆肥化をしていくというや

り方というのは今から非常に有望なやり方なんではないかなと私も思います。ですから、今後やはりしっかりとそこに取り組みをお願いしまして、その次に行きます。

いわゆる雨水幹線に関して、先ほど高津原地区の掛橋のほうに流す道とポンプ場の改修、1台大きいのが入るといふ、あとはネックになっているところをどうかするという事なんですが、多分上のほうでカットして掛橋に流すということでかなり水の量は減ってくると私も予測はできますけれども、問題は、あれはかなり高津原の吹上に近いほうにできますから、その下の部分の水、いわゆる雨水ですが、これがやはり今現在どっと流れてきて、裁判所のほうに曲がって行って、また西牟田のほうに曲がると。非常に複雑な水路を通って行っているという状況は、少しはカバーできるかなと思いますが、なかなか難しいかなという気がします。その隘路になっているところというのをどういうふうにしていくのかなということも今から考えていかないと、実は二本松通というところがございまして、あそこは集中豪雨がどっと降ると、一時的にさっと床上まで上がってくる。だから、瞬間的になくなってしまうという。私たちが見に行ったときはもう水はないんですね。だから、住んでいる人たちは、水害ばってんが、もうなかもんねという、瞬間的に水が引いてしまうという状況ですから、なかなかわかりにくいと思いますが、やはりそこまで含めた雨水対策というのが今から必要になってくるのかなという気がします。ポンプ場で大きいポンプが据わりますから、かなり排水はできていくと思いますし、あと隘路になっているところ、ネックになっているところを少し広げることによって、そこも改良できるかなと思いますが、やはり早目にやっていただかないと、いつも同じところがつかっていますから、ぜひしっかりと取り組んでいただきたいなと思います。

これはまだあと3年ぐらいかかる話でしょうから、まだしばらくは悩まといけんかなという気がしますけれども、ぜひ一度雨が降ったときに、その現場に行ってみてください。すぐわかります。地元の方たちは本当に悩んでいらっしゃるから、ぜひ行っていただいて、現実どうなっているかということを見ていただきたいということと、雨水幹線、南舟津地区でもかなりこれで改良されてつかることもなくなるかなと私も期待はしています。ですから、ほかにもそういうふうには水害というか、我々が知らないところでつかっているところがある可能性もありますから、そういうところも含めて、今から調査等を行っていただきまして、雨水対策にしっかりと取り組んでいただきたいということをお願いいたしまして、あと4分残っていますが、これで一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（松尾勝利君）

以上で13番議員の質問を終わります。

ここで10分程度休憩します。午後3時から再開します。

午後2時46分 休憩

○議長（松尾勝利君）

休憩前に引き続き会議を開き、一般質問を続けます。

次に、3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

皆さんこんにちは。3番議員、樋口作二でございます。いつになく厳しいことしの冬でしたが、ようやく春本番の優しい季節が訪れました。そんな中、本日は市内各小学校で卒業式が挙行され、市全体で288名の卒業生が巣立っていきました。私も七浦小学校の卒業式に参加しましたが、20名という少ない人数にもかかわらず、6年間の思いをいっぱい詰めた素直な子供たちの感動の渦の中に巻き込まれ、それを共感できる時間をいただき幸せで胸がいっぱいになりました。卒業生や在校生の皆さん、そして、学校関係者の皆さん、大変御苦労様でございました。

さて、その小学校ですが、平成30年度、この4月から新学習指導要領による教育課程が始まるわけですが、たくさんの学校課題を抱える中でのスタートで保護者及び関係者の戸惑いの声も聞かれます。現代の学校は、いじめ、不登校、学級崩壊、さらには、モンスターペアレントからモンスターチルドレンと名づけられる子供も登場して、我々の学んだ時代には考えられないような状況だと伺います。その原因は学校にもあるのかもしれませんが、むしろ核家族化等による家庭力の低下や都市化や個人主義の台頭による地域力の低下と社会環境の変化の影響のほうが大きいのではないかなと私は思います。

さらに、予算特別委員会で話題になった特別支援が必要な児童や食べ物にアレルギーがある児童の増加など、子供の心身の健康も憂慮されます。子供たちが身をもって生活環境の悪化を訴えているのではないかなと心が痛んでいるところでございます。

そのような中での新学習指導要領の改訂になりますので、学校関係者の皆様にはますます多難な時期がやってきたと推察しますが、そんな時期だからこそ、さまざまな学校課題を抱えながら、子供たちの心身の豊かな成長を図りつつ確かな学力をつけていくために、どう対処していくのか、その手腕が試され、また、期待されるときだと思えます。

そこで、新学習指導要領の特徴についてお尋ねします。今までの指導要領とどう違うのか、改訂の主な要旨や考え方、教育課程での具体的な変更点についてお答えください。具体的な点につきましては一問一答で詳しく尋ねたいと思えます。

次に、日本酒文化の振興について、どうお考えか質問します。

皆さん御承知のとおり、今月の24、25日には酒蔵ツーリズムが開催されます。平成20年に始まったこの取り組みは次第に参加者が増加し、昨年は8万人もの参加者で市内に人があふれ、鹿島の酒を大いにアピールすることができました。

また、平成25年には鹿島市日本酒で乾杯を推進する条例も施行され、日本酒文化への理解

促進が期待されました。この条例には鹿島市や市内事業所及び市民がそれぞれの立場で日本酒の普及を促進することがうたわれており、確かに市民の理解も次第に広まり、さらに深まりつつあると思います。

また、お酒自体も確かにおいしくなりました。各蔵とも、工夫、努力を積み重ねられ、本当においしい、これぞ日本酒という酒を市販させていただくようになりました。寒い時期にじっくりと仕込まれた生の新酒が出回るこの季節、お酒好きの人にはたまらない喜びのひとつがもたらされていると思います。

国による政策も後押しをしていると思います。諸外国での日本酒の高評価を受けて、国酒プロジェクトと称して輸出を推進する体制も整っているというふうに伺います。

まさに日本酒振興にとっては順風満帆といった状況ですが、それにもかかわらず、酒類における日本酒のシェアはふえていません。それどころから、むしろ減っておりまして、全国の統計で平成元年には15%ほどだった日本酒のシェアが現在は6%ほどになっているということです。ビール、リキュール、焼酎、発泡酒などに押されていると伺います。これは販売数量での統計ですので、お酒をたしなむ人の6%しか清酒を飲まないというわけではないのですが、鹿島市での実態はどうなのでしょう。気になるところでございます。

やはり若い人を中心に、ビール、あるいはリキュール類をたしなむ人が多く、また、お酒に対する理解も本当に広く市民の方に浸透しているのか、浸透しているとは言いがたいような気もするところでございます。

そこで、まず、鹿島市として日本酒振興について、どのように取り組まれてきたのか、質問します。

次に、お酒を選ぶときに、純米とか、吟醸とか、本醸造とか、さまざまな種類があり、一般市民の方にはわかりにくいというふうに思いますので、どういうお酒をそのように呼ぶのかということを質問します。

また、飲み過ぎてはいけないというのはよく承知しておりますので、どのような飲み方が推奨され、健康にいいのかということもお尋ねします。

最後に、鹿島産の日本酒がよりおいしくなるように、たくさんの人により飲んでいただけるように、日本酒の文化をたくさんの方々に広めるにはどのようにしたらいいか、今後の取り組み等と市の考えを伺いたいというふうに思います。

以上で質問を終わりますが、詳細につきましては一問一答でよろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

執行部の答弁を求めます。寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

私のほうからは、樋口議員の1番目の新学習指導要領の特徴関係について御説明申し上げます。

今回の学習指導要領の改訂の基本的な考え方は3つございます。

1つ目は、教育基本法、学校教育法などを踏まえまして、子供たちに求められる資質、能力とは何かを社会と共有し、連携する、社会に開かれた教育課程を重視したこと。

2つ目が、知識の理解の質をさらに高め、確かな学力を育成すること。

3つ目が、特別な教科道徳として教科化になった道徳教育の充実や体験活動の重視、体育、健康に関する指導の充実により、豊かな心や健やかな体を育成すること。また、知識の理解の質を高め、資質や能力を育む主体的、対話的で深い学びの実現を目指して、何ができるようになるかを明確にされたことによるものでございます。

教育内容の主な改善事項といたしましては、言語活動の確実な育成、理数教育の充実、伝統や文化に関する教育の充実、道徳教育の充実、体験活動の充実、外国語教育の充実などが挙げられております。

その他の重要事項といたしましては、主権者教育、消費者教育、防災・安全教育などの充実、プログラミング教育を含む情報活用能力の育成などがあります。

ちなみに、小学校に関しまして言えば、30年度と31年度は移行期間でございまして、32年度から全面実施になります。中学校の標準時授業時間数、いわゆる学習指導要領で示している各教科を指導するのに要する最低時間数は現行と変わりありませんが、小学校の3、4年生の外国語活動35時間と、5、6年生の外国語活動が現行35時間なので、外国語となる今回は70時間となり、同じく35時間が増加することになります。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

私のほうからは、大きな項目の2番目、酒文化の交流についての質問にお答えいたします。

皆様御承知のとおり、鹿島市では豊富でおいしい多良岳山系の地下水と米づくりが盛なことから、日本酒の酒づくりは江戸時代から行われてきました。明治時代には佐賀県内に約700の酒蔵が、鹿島市には25の酒蔵があったと言われております。鹿島市の中でも特に浜町に酒蔵が集中し、昭和に入ると15軒程度の酒蔵があったと言われております。

また、樋口議員からもありましたように、鹿島のおいしい日本酒の普及促進を図るため、平成25年3月に議員提案により、鹿島市日本酒で乾杯を推進する条例を全国で2番目に制定し、鹿島市の日本酒の振興に努めることで、ことしの3月で7回目を迎えます鹿島酒蔵ツーリズムには昨年の開催の折には2日間で全国から8万人の鹿島の日本酒ファンがお見えになりました。

こういう契機の一つとなったのが平成23年の9月6日にロンドンで開催されました世界最大級のワインコンペティション、インターナショナル・ワイン・チャレンジ2011の酒部門で、

出品されました206蔵元、468銘柄の中から肥前浜宿にあります富久千代酒造の鍋島大吟醸が最優秀賞のチャンピオン・サケを受賞したことが挙げられようかと思えます。そのチャンピオン・サケの受賞からわずか2カ月後には、残る鹿島市の5蔵、矢野酒造、馬場酒造場、幸姫酒造、光武酒造場、峰松酒造場と観光協会、鹿島市などが中心となって、鹿島酒蔵ツーリズム推進協議会を発足、そして、4カ月後の平成24年3月に第1回の鹿島酒蔵ツーリズムを開催し、ことしの3月24、25日で7回目を開催する運びとなっております。

また、酒蔵ツーリズムの規約には、発足当時から、蔵元だけではなく、鹿島市の地域全体への活性化に寄与することを目的とすると記されており、その後、観光協会主催のはしご酒や肥前浜宿水とまちなみの会主催の秋の蔵々まつりなどのイベントを開催するなど、鹿島市全体での日本酒の振興が図られているところでございます。

酒蔵ツーリズムにおいては、第1回目は浜宿で開催されていた花と酒（咲け）まつり、それと、中心市街地で開催されていた鹿島発酵まつりとの同時開催、2回目からは祐徳門前春まつりが加わり、第4回からは市、町の垣根を越えて、嬉野市の3つの酒蔵の嬉野温泉酒造まつりも加わりました。また、昨年からは鹿島酒蔵ツーリズムのプレイベントとして太良町のほうで日本酒の会を開催するなど、県南西部の広域観光の振興にも努めているところでございます。現在では、ことしで第3回となる鹿島おまつり市を稲荷通りで開催するなど、鹿島にお越しになる観光客の皆さんを飽きさせない一大イベントとなっております。

また、ことしに限ったイベントといたしまして、肥前浜駅が地域の交流施設としてリニューアルされるのに合わせまして、酒蔵ツーリズムの総合開会式と合同で肥前浜駅交流施設オープニングセレモニーが開催されます。また、その交流施設において、佐賀県の主催になりますが、長崎本線沿線市町合同物産展も開催予定となっております。江北町、白石町、鹿島市、太良町の4市町連携で、駅弁や農作物、かまぼこ、ミカンなどの各市町自慢の物産を販売いたします。そのほかにも初日の24日には肥前浜駅前の漬蔵たぞうにおいて肥前浜駅の誘致に尽力した鹿島市中尾出身の尾崎天風が登場する映画「馬喰一代」の無料上映会が行われます。また、翌25日には肥前浜宿水とまちなみの会の主催で、旧橋本家、旧筒井家において、肥前浜宿移住交流フェアが開催されるなど、盛りだくさんの内容となっております。日本気象協会によりますと、桜の開花予想も3月20日となっておりますので、関係者一同期待しているところでございます。

次に、お酒の種類について御紹介したいと思います。

いわゆるお酒という場合、酒造法による分類で3種類に分かれます。醸造酒が日本酒、ビール、ワイン。蒸留酒が焼酎、泡盛、ウイスキーなどです。混成酒がリキュール、みりんなどとなっております。したがって、日本酒は醸造酒に当たります。

一方、酒税法による分類並びに定義として、種類とはアルコール分1度以上の飲料であると酒税法第2条第1項に規定されております。また、日本酒の定義として、日本酒は使用で

きる原料が決められており、必ずお米を使うこと、そして、こすという工程を必ず入れなければならないことが特徴となっております。清酒として次に掲げる種類でアルコール分が22度未満のものをいうとなっております、米、米こうじ、水を原料として発酵させてこしたものの、米、米こうじ、水及び清酒かす、その他政令で定める物品を原料として発酵させてこしたものの、清酒に清酒かすを加えてこしたものであるというふうになっております。

次に、樋口議員からも言われましたけれども、日本酒には純米、吟醸、本醸造、特別純米、大吟醸など、さまざまな名称がございます。その違いについて御説明したいと思います。

平成の初めごろになります。日本酒については酒造技術の発達や消費の多様化などに伴い、製法や品質の異なるさまざまなタイプのものでお店に並ぶようになりましたが、それらの表示には法的なルールがなかったため、消費者からはよくわからないという声が多くあっておりました。そこで、当時の中央酒類審議会の答申を受けて、清酒の製法品質、表示基準が定められ、平成2年4月から適用されております。この表示基準では、純米酒などの表示の基準、日本酒の容器に表示しなければならない事項の基準、また、逆に表示してはならない事項の基準などが定められ、ルール化されております。そのルールで表示してよい特定名称が吟醸酒、純米酒、本醸造酒の3種類となっております。

吟醸酒とは、精米歩合60%以下の白米と米こうじ及び水、またはこれらと醸造アルコールを原料として吟味してつくったお酒。

純米酒とは、白米、米こうじ及び水を原料としてつくったお酒。文字どおり、お米だけでつくられたお酒でございます。

本醸造酒とは、精米歩合70%以下の白米、米こうじ、醸造アルコール及び水を原料としてつくったお酒。

精米歩合とは、白米のその玄米に対する重量の割合のことで、例えば、精米歩合60%とは玄米の表層部を40%削り取ることを言います。米の外側にはタンパク質やミネラルが多く含まれており、うまみのもとにはなるが、雑味があると言われ、米を削るほどすっきりした味わいなどと言われております。米を削る量が多いと、手間暇と原料が多く要りますので、値段は高くなります。

また、この3つの特定名称には、原料、製造方法などの違いによって8種類に分類されます。この中に純米大吟醸、特別純米酒などが分類されております。例えば、大吟醸酒とは、原料が米、米麴、醸造アルコールで、精米歩合が50%以下のお酒のことです。純米大吟醸とは、原料が米、米こうじで、精米歩合が50%以下の日本酒。特別純米酒とは、原料が米、米こうじで、精米歩合が60%以下、または、特別な製法で醸造した日本酒。特別製法の場合、その製法の表示が必要となります。

次に、搾り方や製法によって名称の違いを幾つか御紹介します。

例えば、「直汲み」とは、日本酒は上槽というもろみを搾ってお酒と酒かすに分ける作業

を行います。この上槽の際に搾りたてのお酒をその場で瓶に詰めるのが「直汲み」です。

「あらばしり」とは、もろみを搾る工程の余り圧力をかけない最初のほうに出てくるお酒のことを言います。

「ひやおろし」とは、春にできた一度火入れをした日本酒を一夏寝かせて秋に出荷するお酒のことになります。

次に、アルコールの適量についての質問だったかと思えますけれども、お答えします。

一般的に日本人は欧米諸国の人たちと比べてお酒が弱いと言われております。厚生労働省が示しました節度ある適度な飲酒として、1日平均、純アルコールで約20グラム程度であるとしております。

20グラムと言いましても、ぴんときないと思えますので、具体的に申しますと、ビールで中瓶1本、500ミリリットル、日本酒で1合、180ミリリットル、焼酎で0.5合、90ミリリットル、缶酎ハイで1缶、350ミリリットルとなっております。

なお、パンフレットには適量あくまで目安であり、個人差がありますので、注意してくださいと当たり前のことが記載されております。

最後に、今後の日本酒文化のさらなる進展に向けて、今後の取り組みの方針についての質問だったかと思えますけれども、お答えいたします。

酒蔵ツーリズムのさらなる躍進の支援とともに、次の段階への取り組みとしまして、月1回のペースで開催しております鹿島観光戦略会議においても、各関係団体と意見交換を行い、情報の共有を行っております。今年度の会議の中で次年度に向けた新たな取り組みとして、神社と観光名所、酒蔵を組み合わせ、観光素材として旅行企画として打ち出せないか提案がされております。神社の御朱印と酒蔵のスタンプ、お酒で御朱印という意味ですが、御朱印帳を持って市内をめぐってもらう取り組みを「聖地巡杯」として、この場合、「じゅんぱい」の「はい」の字を「さかずき」の「杯」になりますが、来年度、具体的に検討していく予定となっております。例えば、神社では祐徳稲荷神社や松岡神社、体験型観光として道の駅鹿島の干潟体験や誕生院のリラックス写経、観光地として肥前浜宿や中木庭ダム、お食事を祐徳門前商店街や中心商店街で、また、お土産として日本酒や能古見人形など、これらに鹿島の6蔵を組み合わせ、滞在型のツアー企画にできるように検討して、鹿島の酒文化のさらなる振興につなげていければと考えております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

詳しい御答弁ありがとうございます。

それではまず、学校関係のほうからの一問一答をお願いいたします。

新学習指導要領の説明でございましたけれども、先ほどちょっと申しましたけれども、やっぱり学校には新しい課題がたくさんあるというふうなことです。当然、学習指導要領というのは学習内容の要領でございますから、そういう学校課題への対応というのは何にも書いていないというか、述べられていないんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

ポイントは若干ずれるかもわかりませんが、学習指導要領の改訂に際しましては、やはり現代の社会の変化というものをしっかりと捉えて中教審のほうで何回も検討を重ねながら改訂がなされております。特に今回の改訂の基本的な考え方の中に、先ほど教育次長も申し上げましたけれども、教育基本法、学校教育法などがその都度改正されたりしております。それをもとにやはり今後の将来に向けての課題を考えながらつくっていくということで、特に子供たちの未来社会へのつながりという意味で、資質、能力を確実に育成しなければいけないとか、あるいは社会に開かれた教育課程を重視するというようなことが盛り込まれておりました。

そういうことで、現行の学習指導要領の枠組みとか、教育内容につきましては、それを維持した上で、そして、知識の理解の質をさらに高めて確かな学力を育成するということで今回の改訂が行われております。

ということで、やはりその時代、その時代に応じたものということで学習指導要領は改訂をされてきております。今回の改訂で戦後8度目の改訂となりまして、やはり10年置きぐらいに社会の変化に合わせて改訂が繰り返されております。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

いずれにしても、子供たちが本当に伸びやかに学習できるような内容であってほしいなというふうに思っているところでございます。

次にですが、同じく指導要領の件ですけど、先ほど外国語活動が1時間ふえるというふうなことが言われました。3年生以上ですかね、そうすると、当然、授業時数がふえるということは、今、盛んに言われている教職員の多忙化という課題があるわけですよ。その辺は当然、文部科学省も考えられていると思うんですけど、多忙化というのは文部科学省が指摘されているのではないかなというふうにも思いますけれども、その多忙化との標準時数の増加というのは何か議論とか、そういうことになっているんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

最近、新聞等でもそのことが盛んに取り上げられているわけなんですけれども、その多忙化と教育課程の改訂ということにつきましては直接的にはつながってはいないと思っております。

先ほど申し上げましたように、指導要領の改訂につきましては、その時代、その時代の背景に合わせてつくられているということでありまして、多忙化に関しましては、これ別問題として今後解決に向けて取り組んでいかなければいけない内容だと思っております。

外国語の時間数がふえるということになりますけれども、そのふえる時間をどこで生み出すかについては大体2段階で考えております。

まず、移行期間中のことが1つございます。30年度と31年度が移行期間中ということで若干ふえるわけなんですけれども、その若干ふえる分につきましては、現在、文部科学省のほうは総合的な学習の時間を使ってもいいですよということで打ち出されております。

ただ、全面実施、本格実施になったときにはどうするかということについては、今後検討していかなければいけないことだというふうに思っているところであります。いろんな活動を学校のほうで行っておりますので、精選すべきところは精選して時間を生み出すことが必要かというふうに考えているところであります。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

それでは、外国語教育について質問を先にしましたので、もう少し突っ込んでみたいと思いますけれども、まず、3、4年生が外国語活動、5、6年生は外国語というふうになるということなんですけれども、この相違とか、それから、評価はどのようにするのかなというあたりを教えてください。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

お答えします。

まず、外国語活動と外国語の違いについて御説明申し上げます。

基本的にいきますと、外国語活動と申しますのは、現在でいきます高学年、5、6年生が行っているものでございまして、音声面、聞くこと、話すことを中心とした外国語を用いたコミュニケーションを図る素地を育成することとされております。初めて外国語に触れる外国語活動において、音声面を中心としたコミュニケーションをとる体験を通じて、外国語の音声や基本的な表現になれ親しむということでございます。

今度新たに入ります外国語と申しますのは、いわゆる先ほどの外国語活動の素地の上の段階といたしまして基礎を養うことを狙いとされておりまして、聞くこと、話すことに加えまして、読むこと、書くこと、4技能を扱うこととなります。

ただし、読むこと、書くことにつきましては、なれ親しみであり、聞くこと、話すことを求める技能と同等ではないことに留意をする必要があるとされておりまして、具体的には、読むこと、書くことに関しましては、英語の文字の名称の読み方を活字体の文字で結びつけて発音すること、4線上、いわゆる英語を書く線のノートなんですけれども、書くことができるように求められることでもあります。

次に、評価に関しましては、小学校高学年の評価として外国語教育における観点別学習指導評価についても、中学校、高等学校の外国語と同様に、知識・技能、思考・判断、表現・主体的に学習に取り組む態度の3つの3観点により行うとされておりまして。その際には筆記テストのみならず、面接を行うインタビューとかスピーチ、簡単な語句や文字を書くこと等のパフォーマンス評価や活動の観察、多様な評価方面から、その場面における児童の学習状況を的確に評価できる方法を選択して評価することが大事とされているところでございます。

小学校高学年の外国語教育を教科としての位置づけに当たりましては、評点においては、中学校、高等学校の外国語と同様に、数値により評価を適切に行うことが求められておりまして、数値による評価である評定では十分に示すことができない児童一人一人のよい点や可能性、進捗状況については、総合所見の欄で文書化により評価をするというふうにされているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

話を伺っていて小学校の先生ますます大変だなというふうに思いましたけれども、まず、今まで多分小学校の免許を持っている方は、特に英語が詳しいとか、堪能だという方は中にはおられるかもわかりませんが、少ないんじゃないかなというふうに思うんです。実際そういうふうな今までの免許しか持たない、小学校の履修とか、小学校の免許を取るための勉強しかしておられない先生で、中学校の先生みたいな授業ができるのかどうかというあたりが非常に心配になってくるんです。その辺はいかがでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

確かに議員おっしゃいますように、小学校の先生方が英語を専門としてこれまで勉強されてきたかといいますと、そうではございません。ただ、最近は教員の採用試験の中でも英会

話というものを取り入れておられます。このことにつきましてもかなり以前から、もう10年ぐらいはなるんじゃないかなと思いますけれども、取り入れて試験をされておまして、実際にしゃべる活動がその試験の中に入っております。

それと、採用の枠の中に中学校、あるいは高校の英語の免許を持っていらっしゃる先生方を、もちろん小学校の免許は持っていらっしゃるわけなんですけれども、特別な枠で採用をされておまして、そういう方が徐々にふえてきております。

そういった面で、国のほうも、県のほうも準備段階として取り組んでおられまして、今後はそういった堪能な方がふえていくんじゃないかなということを想定しております。

それと、国のほうでも中央での研修を実施しておまして、県からも人数を募って派遣して研修を受けていただいておりますし、それから、その研修を受けられた方が今度は各地で伝達講習みたいなことをされておまして、指導力は向上していくものというふうに思っているところであります。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

まだこの問題いろいろ伺いたいところあるんですけど、まだ後にたくさんございますし、移行期間ということがございますので、また2年たったらもう一回伺おうかなと思ひ、そのときはまたどうぞよろしく願いいたします。もちろんここにいればの話ですけど。

それでは、道德教育についてですが、道德教育に何か評価が30年度から登場するんですか、それとも、32年度からですか、その評価というのがどのようになっているのか、どのように行われるのか、教えてください。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

道德の評価についてお答えします。

道德の評価に関しましては、道德科における学習状況及び道德性に係る成長の様子を継続的に把握し、指導の改善に生かすこと。ただし、数値による評価は行わないとされております。

文部科学省が平成28年7月に出しました道德科の学習評価及び指導要録の改善通知によりますと、他の児童・生徒との比較ではなく、児童・生徒がいかにか成長したかを積極的に受けとめて励ます個人評価として記述により行うこととされております。

評価の具体的な方法といたしましては、チーム・ティーチングを行うことができれば、他の教師による評価もできますけれども、通常は授業を行う先生による評価ですので、授業中のメモや授業中で使用した児童のワークシートなどを活用することが大切になってきます。

また、児童が学習活動に集中していたか、新たに学んだことや気づいたこと、これからしようと思うことなどが生まれてきたかなどを把握して評価に生かすというふうにされているところでございます。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

評価というのは道德の時間内で行われるということですが、多分、道德教育というのは教育活動全体で行うというのも生きているんじゃないかなと思うんですけど、道德の時間と教育活動全体で子供たちに道德を学んでもらうというとの兼ね合いというか、その評価はどうなるんだとか、そういう議論が多分あったんじゃないかなと思う、その辺はどうなっているんでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

道德の指導につきましては、議員もおっしゃったように、学校教育活動全体の中で行うというふうになっておりまして、これは変わってはおりません。ただ、道德の教科、いわゆる教科化というのが行われまして、きちんと指導の時間に、もちろん昔からでもありますけれども、設定をされておりまして、その内容につきましても学習指導要領の中にきちんと盛り込まれております。

ですから、教科としての扱いになりますので、先ほど寺山次長が申し上げましたように、評価をします。それで、評価をする場合には、いわゆる点数での評価ではなくて、文章表現で子供たちの変容を見るような形で行うようになっております。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

はい、わかりましたけど、道德の時間内だけで子供たちを見るのではなくて、教育活動全体でやっぱり子供たちを育てる視点というのも非常に大切かなと思いますので、新しい指導要領にあってもそのように育てていただきたいというふうに思います。

それから、あと1点、プログラミング学習というのを先ほどちょっとおっしゃったんですけど、先行している地区もあるようですけれども、ちょっと調べましたら、なかなか理解するのが難しく、どういった考えの子供たちを育てようとしているのか、ちょっと簡単には言えないかもわかりませんが、できるだけわかりやすく、よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

寺山教育次長。

○教育次長（寺山靖久君）

プログラミング教育について、ちょっとお答えいたします。

プログラミング教育とは、子供たちにコンピューターに意図した処理を行うように指示することができることを体験させながら、将来どのような職業につくとしても時代を超えて普遍的に求められる力としてのプログラミング的思考などを育むことであるとされておりまして、プログラミング言語を記述してプログラミングを動かす方法を習得させること、いわゆるコーディングを覚えることがプログラミング教育の目的ではないと強調されているところでございます。

小学校におけるプログラミング教育が目指すものとしましては、子供たちがコンピューターに意図した処理を行うように指示することができるということを体験しながら、身近な生活でコンピューターが活用されていることや問題の解決には必要な手順があるということに気づくこと、各教科等で生まれる思考力を基盤としながら基礎的なプログラミング思考を身につけること、コンピューターの動きを自分の生活に生かそうとする態度を身につけることなどとされているところでございます。

導入の意図としましては、目的に応じて創造的な問題解決を行うことができる人間の強みを伸ばしていくこと、便利な機能がプログラミングを通じて人間の意図した処理を行わせることができるものであるということを理解させることなどが挙げられているところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

私も一回勉強してみたんですけど、ちょっとそのようなことを書いてあったなと思うんですけども、ちょっとなかなかよくわからないところもございまして、これは今からスタートするのかなというふうに思いますので、どういった取り組みをされるのか、期待をしております。また実際取り組みながら質問等もしていきたいというふうに思いますので、指導要領にあれば、実行せざるを得ないというところもありますので、頑張ってください。

それでは、最後ですけれども、新学習指導要領となりましたけど、新学習指導要領を実施していくための何か鹿島市で特別に取り組むというふうなことがございますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

江島教育長。

○教育長（江島秀隆君）

学習指導要領と鹿島市の関係、取り組みということだと思いますけれども、まず、学習指

導要領、非常に盛りだくさんの内容でございます。今ちょうど手元に持ってきているんですけども、小学校だけで170ページの内容です。この中には学習指導要領の趣旨から、それから、各教科、あるいは領域にわたって内容等の説明がしてあります。その中で、先ほど申し上げた中にもありますけれども、やはり改善のポイントというのがありまして、その中にはやはり地域と密着したといいたいまいしょうか、特色を生かした取り組みの充実ということで、例えば、伝統や文化に関する教育の充実、それから、体験活動の充実といった内容も挙げられております。また、理数教育の充実もありますけれども、こういったことに関しましては、やはり鹿島が持っているよさというのが十分生かされるんじゃないかなというふうに思っております。

例えば、自然や体験活動に関しましては、鹿島には有明海という非常に重要な干潟もございますし、ラムサールの登録湿地にもなっておりますし、これを生かさないと手はないなということで、今現在もラムサール推進室の協力を得ながら、潟の勉強とか、野鳥の観察などをしております。また、川の上流にも実際に探険をしに行き、上流がどうなっているかというようなことについても学習をしておりますし、あとふるさと教育につきましても、せんだって、2月の鹿島市の市報にも紹介いたしましたけれども、県のほうで佐賀を誇りに思う教育フェスタというのがございまして、鹿島のほうからはほとんどの小学校が応募をしておりますし、1位、2位、3位ということで表彰を受けたということがあります。きょうの市長からのメッセージの中にも恐らくそういった内容があったんじゃないかなと思っておりますけれども、そういうふうにして各学校でしっかりと取り組みをしていただいて、本当に子供たちがふるさとを大事にしてくれているなということ強く思っております。

また、理数教育等につきましても、佐賀には立派な企業もございまして、そういった企業とか、高等学校の協力を得ながら、いろんな取り組みをしております。せんだって、商工観光課長のほうも紹介をいたしましたけれども、ものづくりのイベントをここ数年来やっておりますし非常に子供たちが喜んでおります。

そういうことで、やはり鹿島ならではの取り組みはまだまだいろんなことが考えられるんじゃないかなと思っておりますので、どんどん探っていきながら積極的に取り組んでいこうというふうに思っております。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

新学習指導要領実施に向けて教育長の考えも伺うことができました。

いずれにしても、やっぱりなかなかたくさんメニューをこなさなければならぬ教育現場だというふうに思いますので、余り先生方にも負担をかけないような程度でうまく新学習指導要領が軌道に乗ればいいなというふうに思っておりますので、御検討よろしくお願いた

します。

それでは、日本酒のほうの話に移していきたいというふうに思いますけど、先ほどたくさん取り組みとか、そういうことをやっておられるということのを伺いまして、非常に工夫されているなというふうなことと、これからもいろんなことが考えられているなというふうに思いました。

そして、酒の種類も丁寧に説明していただき、1回ではなかなか理解できないようなことだろうなというふうに思います。結局、酒屋とかに行って、いろんなお客様来られたりして、要するに何がおいしいかなというあたりを思われているわけですよね。そういったときにやっぱり酒のちょっとした知識とか、そういったことを、中にはお店の方が解説してくださることもあるんですけど、ふだんの何もそういう方がおられない場合は自分で選ばなくてはいけないというあたりで、そういうお酒の学、酒学を学ぶような機会とか、そういったあたりの考え、そういう勉強会じゃないですけど、そういう取り組みというのは何かございますでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えします。

ことしの3月4日に太良町のほうで酒蔵ツーリズムのイベントの開催を先ほど答弁しましたけれども、その前に当日の午後から、これも観光協会の主催なんですけれども、エイブルのほうで日本酒検定などがあります。同じく太良の鶴荘であった日本酒の会においても、15問程度でしたけれども、日本酒のクイズをして全問正解者には景品が当たる、そういった機会はございます。

お酒の勉強する機会というのは、当然、お酒が好きな方は自分で勉強される方もいらっしゃるかと思いますけれども、そういった機会がもし商工観光課のほうで開催する機会がございましたら、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

実は私もきき酒に参加をいたしましたけど、日本酒検定ですね、見事に不合格でした。観光協会のほうで何か冊子を用意していただいているというふうなこと、私、その冊子がちょっと手に入らなくて勉強不足だったのかなというふうに思いますけれども、なかなか難しい内容もたくさんありまして、やっぱり今おっしゃったとおり、好きならば、自分で勉強せんぎいかんとかかなというふうに思いますけれども、そういったふうな簡単な資料でもあつ

たら、もっともっと勉強できるのになというふう思うところでございます。そういった面でもいろいろ酒文化を広く皆さんにお知らせするというような意味で、そしたら、もっともっと酒に対する理解も広まるのかなど。私も参加しまして、非常に難しい内容があったし、奥が深いなと思いましたので、ますます勉強していきたいというふうに思います。

酒を勧めると、どうしても、もう昔は酒飲みというのは物すごく悪い言葉でしか言われていなかったんですけど、今はまたちょっとイメージが変わっているのかなとも思うんです。やっぱり飲み過ぎはよくないというふうなことで、アルコールの適量というのが言われているというふうなことで、体重によって違うとか、そういったいろんなこともありますし、それから、先ほどもちょっとおっしゃいましたけれども、何かモンゴロイドといいますか、日本人といいますか、約半分ぐらいの方は分解酵素を持っているけど、そういったものを持っていない人も多いと、全く持っていない人もいるというふうなことで、ぜひ全く持っていない人にはやっぱり強制して飲ませたら絶対いけないということでございますので、ね。この中にはあんまりおられないのかなというふうに思うわけですが、ぜひ楽しい酒と、それから、健康な酒をお互いに飲んでいきたいというふうに思いますので、適量についてもお互いに注意をしなければいけないかなというふうに思うところでございます。

それで、いよいよ本題ですけど、ますますこれからやっぱり鹿島の酒を広く世の中にも知らせていきたいというふうなことで、先ほどちょっと資料をいただきましたけど、純米酒部門での佐賀県の伸びがすごいというふうな資料もいただいたので、すごいなと思っているんですけど、例えば、これから先にどういったことをすれば、もっともっと鹿島の酒が盛んになってくるかというあたりはどうお考えでしょうか。

○議長（松尾勝利君）

藤家商工観光課長。

○商工観光課長（藤家 隆君）

お答えします。

鹿島に限らず、日本酒のファンを取り込む方法といたしましては、やはり女性へのアプローチが大切だと考えております。商工観光課のほうでは先月の19日になりますけれども、福岡にありますホテルニューオータニ博多におきまして、西日本リビング新聞社の主催で女性限定のイベントがっております。女性読者向けのイベントで、お酒に限らず、NTTドコモやJR西日本、美容関係や健康関係などの16団体がそこに出席されて、鹿島市からも酒蔵ツーリズム2018のPRブースを出展してきたところでございます。参加者が福岡市を中心に女性のみの903名の参加がっております。参加者が自由にブースを見て回るスタイルとなっております。気になるブースから行列ができ始めて、鹿島市のブースも開始直後から長蛇の列となって、酒蔵ツーリズムのPRを市内6蔵の日本酒の試飲を交えてPRを行ってきたところでございます。参加者の中には鹿島市のお酒を飲んだことがある方もいて、また、

酒蔵ツーリズムにも来たことがある方も結構いたということです。今回は甘酒のほうも持っていきましたけれども、あっという間になくなって好評ということでしたので、こういった取り組みを来年も開催予定と聞いておりますので、女性へのPRも一つの方法ではないかと考えるところでございます。

以上でございます。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

それでは、この辺についてはやはり日本酒について非常に含蓄が深い市長にぜひ何か日本酒の振興について御意見を伺いたいと思うんですけど、よろしく願いいたします。

○議長（松尾勝利君）

樋口市長。

○市長（樋口久俊君）

御指名ですから、お答えをしたいと思います。

私はそんなに酒も強くもなければ、大酒飲みでもないんですが、典型的な日本人ですよ、普通のお酒のつき合いをしていると。

酒そのもの、あるいは製造とか、周辺の事情には、課長がやる御説明をしましたから、せっかくの御指名ですので、私からは、酒について効用、よかった話、助かった話を二つ、三つ御紹介をしてお答えにかえたいと思います。

まず、先々週ですか、国土交通省の九州地方整備局長、増田さんという方が鹿島にお見えになりました。この方は本省の課長をしておられる所に道の駅の担当でして、それ以後ずっとつき合いをしている方で、何度も鹿島に来ておられます。いろんなことで仕事のつながりもありますし、良好な関係を持たせてもらっている方なんですが、実はそれだけではございませんで、奥さんが広島のア芸津、今は東広島と言ったほうがいいのかもかもしれませんが、醸造元の御出身なんですよ。したがって、酒に大層、むしろ僕よりも詳しいのかもしれませんが、このア芸津というところは実は鹿島と関係が深くございまして、一般的には米と水がいいと、いい酒ができると言われますが、そう単純ではございませんで、本当はいい酒は硬水のほうが酒づくりには適当だと。軟水、あるいは中軟水、鹿島は軟水とか中軟水が多いんですけども、なかなか酒づくりは難しいと言われてるところなんですよ。結論から言ったら、甘ったるくなってしまうという特徴を持っております。そこで、ア芸津と何で関係があったかと言いますと、明治30年にア芸津の今田酒造というところにおられた三浦仙三郎という方が軟水でもじっくり仕込めば吟醸酒ができるという方法を開発されまして、これは当時画期的な特許ということになっておりまして、現在、吟醸酒がかなり全国的につくることができるようになったといえ、きっかけをつくった方ということで酒の世界ではよく知ら

れております。鹿島も、さっき言いましたように、米はもちろんいいんですけども、水においてちょっと苦労しないといけないということがありましたけれども、この延長線上にありますので、その話でお酒を飲みながら盛り上がったということを御紹介しておきたいと思えますし、鹿島に用事に見えたんです。厳密に言うと、佐賀に見えたんですよ。どうしても浜の酒蔵見たいとおっしゃったので、翌日、一緒に回ってお酒のことでいろんな意見を交換したということでございました。それが1つですね。そういう効用がございました。

もう一つは、今週、川島金属という会社が谷田に進出をしていただくということで起工式があったというのは御承知だと思いますが、もちろんこの会社がお見えになるについて、もう90%以上は鹿島というところの地域が持っている技術力、そういうものを評価されたということになっておりますが、あと残りの部分は社長がお酒飲みなんですよ、正直言って。特にこの会社の幹部が日本酒大好きという人、上から数人多いんですよ。だから、こちらにお見えになったときも、私が東京に、厳密に言うと、川口に複数回行かせてもらいましたけれども、そのときも日本酒で盛り上がったということでございまして、大層鹿島を評価していただいたということもありますが、かてて加えてこの川島社長の極めて親しいお友達が隣の醸造元の息子なんです。そこを私知っていたもんですから、その話が、偶然ではありますが、盛り上がったと、そういうことがございまして、つい昨日、川島社長からお礼状が参りました。仕事のことはちょこっと書いてあって、お酒のことがいっぱい書いてあったんですよ。これから鹿島に行ったら、おいしい酒が飲めますというんで、そういうことも鹿島にお見えになることの、もうほんのちょっとですけども、原因になっているということも御紹介して、効用に数えていいんじゃないかと思っております。

あと酒蔵ツーリズムの話はさっき課長がいたしておりましたけれども、これは関係の皆さんが集まって、本当に心をついにして、酒を通して、鹿島だけじゃなくて、今やもう佐賀県、国も国酒プロジェクトと持っていてね、外国でいろんな記念日のときに各国の大使館で招待をしてパーティーをすることがございます。従来はワインでやっておったんですよ。今、大概の国では日本から出て行って日本酒で相手の国のおつき合いのある外交官を接待しているというのは全く日本酒の分と合わせて不思議ではなくなったという状況でございます。

さっき乾杯条例の御紹介ございましたけれども、乾杯は、残念ながら、2番目だったんですが、商業登録は1番なんです。当然、登録持っているということですからね。今月の初め、ある町から抗議が来ました。何の抗議が来たかという、日本酒がこれだけブームになったのに、自分のまちだけで商標登録取ってしまうのはけしからんじゃないかという抗議が来ましたが、商標登録自体がそういうもんなんですよ。だから、はざけることはないですけど、自慢していいんじゃないかと私は思っております。その分、逆に、長野県から抗議が来たんですよ、それだけ鹿島市の知名度が上がったと、そういう効果があったのかなと私は思っております。

たびたび御紹介あっていますけれども、3月24日には浜駅のリニューアルオープンとあわせて酒蔵ツーリズムのオープニングが行われます。一層盛り上がるということを期待して、お酒の効用、特に鹿島市におけるお酒との関係を少し御紹介をして答えにかえたいと思います。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

御答弁ありがとうございました。いろいろな取り組みとか、酒を通じたつながりも日本だけじゃなく、海外にまでつながっているという力強いお話でございましたけれども、先ほど女性の方がやっぱりターゲットじゃないですけども、女性の方もお酒を飲む機会がふえてきたというよりも、昔は何となく女性が酒飲んでいると、何だというような目があったんじゃないかなというふうに思いますけど、今はむしろそういったこともなくなって、女性の方もやっぱりお酒を飲むような、飲めるような、そういう社会になってきたといえますか、そういったことが非常に嬉しいのかなと思います。

もっともとお酒の文化ということと鹿島の酒を売り出したいというふうなことも思うんですけど、この点、お酒が大好きな産業部長の橋村部長は大変お酒を上手にお飲みになりますので、思いがあるんじゃないかなと思ひまして、どうぞよろしくお願いします。

○議長（松尾勝利君）

産業部長。

○産業部長（橋村 勉君）

お答えします。今、歩きながら少し考えてきました。

私、酒が弱い飲んべえということが前提になります。それでも、やはり酒の情報というとはいっぱい入れたいという気持ちも持っております。そういったことで、今回、産業部の皆さんがどこ行きたかですかということで話がありましたものですから、杉原議員のときもお答えしましたように、日本の三大酒どころ、京都の伏見、神戸の灘、広島西条というところに行かせてもらいました。そこら辺で感じたことは、もう酒は米と水というのはキーワードなんですけれども、酒どころといいますと、やはりそこには食というのが必ずついてきているというような感じがいたしました。伏見と灘は何か同じような酒屋がいっぱい、大きい酒屋があったんですけども、広島西条については8軒ぐらいの酒蔵しかないんですけども、それが固まっていたといったところでの外へ向けた宣伝力があったのかなという感じがいたします。加茂鶴という酒屋については、先般、安倍首相とオバマ大統領が懇親の場でオバマさんに加茂鶴の酒を御披露されたということとか、そういったことを考えれば、神戸の灘の酒心館という酒屋の福寿というのが、三、四年ぐらい前に山中先生がノーベル賞をもらったときにストックホルムでその酒が披露されたというところで聞いたところ、神戸に

息子がいたもんですから、即と行ったところ、もう既に完売でその分は飲めなかったという事実もあります。

ただ、私、弱いですから、飲み過ぎたら記憶喪失になります。そういったことは非常に反省点です。おとしは鎖骨を骨折しました。そういった失敗談もありますけれども、やはり飲み過ぎには皆さんも気をつけていただければと思います。

終わります。

○議長（松尾勝利君）

3番樋口作二議員。

○3番（樋口作二君）

時間をたっぷりとっておりましたけれども、貴重な話を伺いましてですね。やっぱりおっしゃるとおり、私も以前からより鹿島の酒を広めるためには食との組み合わせというのは非常に大切かなというふうなことも思っておりました。

それで、あといろんなことを考えておりました。例えば、要するにまず、自分で自宅で飲むときに、やっぱり鹿島の酒を買うような意識とといいますか、そういうのができないかなとか、あるいは会合で飲むときにも、外で飲むときにも鹿島の酒を飲めないかなとか、議員はなかなかできないわけですけど、贈答用、そういった家が建つときとかなんとか届く酒も割と鹿島の酒じゃないのも多いのかなと思ったりもしておりまして、そういうふうにもむしろ市民一人一人の方が意識して鹿島の酒を飲むようなことがあったら、もっともっと鹿島の酒も潤うし、もっともっとおいしい酒もつくっていただけるんじゃないかなというふうにも思ったりもしております。

さらに、鎖骨を折らないような落ちついた飲み方とといいますか、ほどほどに飲みながら、末永くこの酒ライフをお互いに楽しんでいけるような、そういうふうな文化もつくっていただければなというふうに思っているところでございます。

鹿島市の酒がますます発展していきますように期待を込めまして、私の一般質問を終わります。

以上です。

○議長（松尾勝利君）

以上で3番議員の質問を終わります。

本日の日程はこれにて終了いたします。

明17日から18日までの2日間は休会とし、次の会議は19日午前10時から開き、一般質問を行います。

本日はこれにて散会いたします。

午後4時14分 散会